

山口県報

平成17年
7月22日
(金曜日)

目 次

規則

山口県セミナーパーク規則の一部を改正する規則(政策企画課).....一

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則(地域政策課).....二

山口県民活動支援センター規則の一部を改正する規則(県民生活課).....三

山口県民文化ホール規則の一部を改正する規則(文化振興課).....三

山口県芸術村規則の一部を改正する規則(文化振興課).....四

山口県民芸術文化ホール規則の一部を改正する規則(文化振興課).....四

山口県自然公園施設規則の一部を改正する規則(自然保護課).....五

山口県立自然観察公園規則の一部を改正する規則(自然保護課).....五

山口県健康づくりセンター規則の一部を改正する規則(健康増進課).....六

山口県母子福祉施設規則(児童家庭課).....七

山口県華南園規則(障害福祉課).....八

知的障害者援護施設規則(障害福祉課).....九

児童福祉施設規則(障害福祉課).....〇

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則(障害福祉課).....〇

山口県国際総合センター規則の一部を改正する規則(観光交流課).....一

山口県フワワーランド規則(生産流通課).....二

山口県二十一世紀の森施設規則の一部を改正する規則(林政課).....二

山口県栽培漁業センター規則(水産課).....三

山口県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則(漁港漁村課).....四

山口県松陰記念館規則の一部を改正する規則(道路整備課).....四

山口県流域下水道規則(都市計画課).....五

山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課).....六

山口県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(港湾課).....七



山口県セミナーパーク規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百一号

山口県セミナーパーク規則の一部を改正する規則

山口県セミナーパーク規則(平成七年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら

い。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 セミナーパークの管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 セミナーパークの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号

において「直前二事業年度」といふ。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)
第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - 三 指定の期間
- 別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県セミナー
パーク条例(平成七年山口県条例第二号)第五条の規定による許可及び当該許可を受
けた事項の変更の許可については、改正後の山口県セミナーパーク規則の規定にかか
わらず、なお従前の例による。

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第百二号

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県
条例第四十九号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県立おのだサッ
カー交流公園(以下「サッカー交流公園」という。)の管理について必要な事項を定
めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 サッカー交流公園の管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 サッカー交流公園の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号
において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 サッカー交流公園を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事
項を遵守し、サッカー交流公園の設置の目的に沿って、これを使用しなければなら
ない。

- 一 サッカー交流公園の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をし
ないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事がサッカー交流公園の管理のため必要があると
認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、サッカー交流公園の管理について必要な事項
は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

山口県民活動支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百三三号

山口県民活動支援センター規則の一部を改正する規則

山口県民活動支援センター規則（平成十四年山口県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年山口県条例第五号」の下に、「以下「条例」という。」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 県民活動支援センターの管理に係る事業計画

2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 県民活動支援センターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号
において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
第五条を第六条とする。

第四条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「そつ
て」を「沿つて」に、「使用しなければ」を「利用しなければ」に改め、同条第二号中
「使用者」を「利用者」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（指定の公示）

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県民文化ホール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百四号

山口県民文化ホール規則の一部を改正する規則

山口県民文化ホール規則（平成八年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正
する。

第二条から第四条までを次のように改める。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報
に掲載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

ない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 県民文化ホールの管理に係る事業計画

2 条例第三十一條第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 県民文化ホールの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定の公示）

第四条 条例第十一條第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

第五条を削る。

第六条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における県民文化ホールの開館日並びに山口県民文化ホール条例（平成八年山口県条例第二号）第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県民文化ホール規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県芸術村規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五号

山口県芸術村規則の一部を改正する規則

山口県芸術村規則（平成十年山口県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。
第二条から第四条までを次のように改める。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第十一條第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第十一條第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 芸術村の管理に係る事業計画

2 条例第三十一條第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 芸術村の管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定の公示）

第四条 条例第十一條第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

第五条を削る。

第六条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。
別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号)第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県芸術村規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県民芸術文化ホール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六号

山口県民芸術文化ホール規則の一部を改正する規則

山口県民芸術文化ホール規則(平成十二年山口県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら

ない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 県民芸術文化ホールの管理に係る事業計画

2 条例第十一条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 県民芸術文化ホールの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十一条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

第五条を削る。

第六条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における県民芸術文化ホールの開館日並びに山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号)第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県民芸術文化ホール規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県自然公園施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

山口県自然公園施設規則の一部を改正する規則

山口県自然公園施設規則（平成七年山口県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「平成七年山口県条例第四号」の下に、「以下「条例」という。」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。
（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする自然公園施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 応募に係る自然公園施設の名称及び位置
 - 三 自然公園施設の管理に係る事業計画
- 2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 自然公園施設の管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号
において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第四条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一
条を加える。

（指定の公示）

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置
 - 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - 四 指定の期間
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

山口県立自然観察公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八号

山口県立自然観察公園規則の一部を改正する規則

山口県立自然観察公園規則（平成十三年山口県規則第八十九号）の一部を次のように
改正する。

第一条中「平成十三年山口県条例第五号」の下に、「以下「条例」という。」を加え
る。

第二条及び第三条を次のように改める。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 自然観察公園の管理に係る事業計画
- 2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 自然観察公園の管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第五条を第六条とする。

第四条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県健康づくりセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九号

山口県健康づくりセンター規則の一部を改正する規則

山口県健康づくりセンター規則(平成九年山口県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 健康づくりセンターの管理に係る事業計画

2 条例第十一条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 健康づくりセンターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十一条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

第五条を削る。

第六条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号)第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県健康づくりセンター規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県母子福祉施設規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十号

山口県母子福祉施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県母子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- い。
 - 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 母子福祉センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 母子福祉センターの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 母子福祉センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、母子福祉センターの設置の目的に沿って、これを利用しなければならない。

- 一 母子福祉センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が母子福祉センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、母子福祉センターの管理について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県華南園規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十一号

山口県華南園規則

(趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県華南園(以下「華南園」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十三条の第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十三条の二第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 華南園の管理に係る事業計画

2 条例第十三条の二第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 華南園の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十三条の二第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、華南園の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知的障害者援護施設規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 閑 成

山口県規則第百十二号

知的障害者援護施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知的障害者援護施設条例(昭和五十二年山口県条例第一号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県たばな園(以下「たばな園」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第七条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 たばな園の管理に係る事業計画

2 条例第七条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 たばな園の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第七条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(その他)
第五条 この規則に定めるもののほか、
たちはな園の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百二十三号

児童福祉施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、児童福祉施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十四条の二第二項(条例第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする児童福祉施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十四条の二第三項(条例第十七条第二項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る児童福祉施設の名称及び位置
- 三 児童福祉施設の管理に係る事業計画

2 条例第十四条の二第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 児童福祉施設の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十四条の二第八項(条例第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、児童福祉施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十四号

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則

山口県聴覚障害者情報センター規則(平成十一年山口県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十八年山口県条例第七号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定)

第二条 条例第二十三条第五項において準用する条例第十三条の二の規定による聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定については、山口県華南園規則(平成十七年山口県規則第百十一号)第二条から第四条までの規定の例による。

(遵守事項)

第三条 聴覚障害者情報センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、聴覚障害者情報センターの設置の目的に沿って、これを利用しなければならぬ。

一 聴覚障害者情報センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が聴覚障害者情報センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県国際総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十五号

山口県国際総合センター規則の一部を改正する規則

山口県国際総合センター規則(平成八年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 国際総合センターの管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 国際総合センターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

第五条(見出しを含む。)中、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第一号中、「第三条」を「第四条」に改める。

別表を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号)第四条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県国際総合センター規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県フラワールランド規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十六号

山口県フラワールランド規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県フラワールランド条例(平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、やまぐちフラワールランド(以下「フラワールランド」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。
(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十二条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十二条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 フラワールランドの管理に係る事業計画
 - 2 条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 フラワールランドの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度前三年度(次号において「直前三事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第四条 条例第十二条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報

に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 フラワールランドを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、フラワールランドの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 フラワールランドの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事がフラワールランドの管理のため必要があると認めさせた事項

(その他)
第六条 この規則に定めるもののほか、フラワールランドの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

山口県二十一世紀の森施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十七号

山口県二十一世紀の森施設規則の一部を改正する規則

山口県二十一世紀の森施設規則(昭和五十八年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一條第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする二十一世紀の森施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間

- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第三条 条例第十一條第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る二十一世紀の森施設の名称及び位置
- 三 二十一世紀の森施設の管理に係る事業計画

2 条例第十一條第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 二十一世紀の森施設の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号
において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第四条 条例第十一條第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報
に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる二十一世紀の森施設の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間
- 五 第五条及び第六条を削る。

第七条中「使用者は」を「二十一世紀の森施設を使用する者(以下「使用者」とい
う。)(は)」に、「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とする。

第八条を第六条とする。
別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県二十一世紀

紀の森施設条例(昭和五十八年山口県条例第三号)第六条の規定による許可について
は、改正後の山口県二十一世紀の森施設規則の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

山口県栽培漁業センター規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十八号

山口県栽培漁業センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四
号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理について
必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第五條第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする栽培漁業センターの概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第五條第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る栽培漁業センターの名称及び位置
- 三 栽培漁業センターの管理に係る事業計画

2 条例第五條第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 栽培漁業センターの管理に係る収支予算書

- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第五条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に

- 一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(遵守事項)

第五条 栽培漁業センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、栽培漁業センターの設置の目的に沿って、これを利用しなければならない。

- 一 栽培漁業センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が栽培漁業センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十九号

山口県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県漁港管理条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第七十一号の二)の一部を次

のように改正する。

第七条中「届出を」を「届出(条例第十五条第一項第一号の規定により指定管理者が受理するものを除く。)」を「に改める。」

第八条の二を削る。

第九条中「前二条」を「前条」に改め、「又は第十二条の二第四項」を削る。

第十一条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第十一条 条例第十六条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に記載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする甲種漁港施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

本則に次の四条を加える。

(応募の手続)

第十二条 条例第十六条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 応募に係る甲種漁港施設の名称及び場所

三 甲種漁港施設の管理に係る事業計画

2 条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 甲種漁港施設の管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書又はこれに類する書類

五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第十三条 条例第十六条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に記載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(遵守事項)

第十四条 甲種漁港施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、甲種漁港施設の設置の目的に沿って、これを利用しなければならない。

- 一 甲種漁港施設を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が甲種漁港施設の管理のため必要があると認め、て定めた事項

(その他)

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例第一条に規定する漁港の維持管理について必要な事項は、別に定める。

別記第七号様式之二及び別記第九号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)第十二条の二第一項の規定による許可及び改正前の山口県漁港管理条例施行規則第十一条の規定による使用の廃止の届出については、改正後の山口県漁港管理条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県松陰記念館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百十号

山口県松陰記念館規則の一部を改正する規則

山口県松陰記念館規則(平成四年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成四年山口県条例第二号」の下に「。以下「条例」という。」を加え

る。

第一条及び第三条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 記念館の管理に係る事業計画

2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 記念館の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書又はこれに類する書類
- 五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第五条を第六条とする。

第四条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(指定の公示)

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県流域下水道規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百一十一号

山口県流域下水道規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、流域下水道の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第四条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第四条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

三 流域下水道の管理に係る事業計画

2 条例第四条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 流域下水道の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度前三年度(次号において「直前三事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第四条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

第五条 この規則に定めるもののほか、流域下水道の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百一十二号

山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中、「による許可」の下に、「(条例第十四条第一項第二号の規定により指定管理者が行うものを除く。次項において同じ。)」を加える。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

本則に次の四条を加える。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第十一条 条例第十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県

報に登載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定しようとする期間

四 応募者に必要な資格に関する事項

五 応募の方法及び期間

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第十二条 条例第十五条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 応募に係る公園施設の名称及び位置

三 公園施設の管理に係る事業計画

2 条例第十五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度前三年度(次号において「直前三事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第十三条 条例第十五条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県

報に登載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

四 指定の期間

(その他)

第十四条 この規則に定めるもののほか、都市公園の管理について必要な事項は、別に

定める。

別記第二号様式中「(第3条、第5条関係)」を「(第3条関係)」とし、「(第3条関係)」を

「都市公園内行為許可事項変更許可申請書」を「都市公園内行為許可事項変更許可申

公園施設専用使用許可事項変更許可申請書」とし、「都市公園内行為許可事項変更許可申

公園施設専用使用許可事項変更許可申請書」とし、「都市公園内行為許可事項変更許可申

「都市公園内における行為の」を「都市公園内における行為の」とし、「第3

「公園施設の専用使用の」を「公園施設の専用使用の」と改める。

別記第三号様式を次のように改める。

別記第三号様式

別記第三号様式

別記第三号様式

別記第三号様式

別記第三号様式

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県立都市公

園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第七条第一項の規定による許可及び当該許

可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県立都市公園条例施行規則の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第二百二十三号

山口県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県港湾施設管理条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第三十五号)の一部を次

のように改正する。

第三条第一項中「による許可」の下に「(条例第十五条第一項第一号の規定により指

定管理者が行うものを除く。以下同じ。)」を加える。

第四条中「による許可」の下に「(条例第十五条第一項第一号の規定により指定管理

者が行うものを除く。)」を加える。

第五条中「場合」の下に「(条例第十五条第一項第二号の規定により指定管理者が協

議を受ける場合を除く。)」を加える。

第八条中「届出」の下に「(条例第十五条第一項第三号の規定により指定管理者が受

理するものを除く。)」を加える。

本則に次の四条を加える。

(応募の時期及び方法等についての公示)

第九条 条例第十六条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする港湾施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第十条 条例第十六条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る港湾施設の名称及び場所
- 三 港湾施設の管理に係る事業計画

2 条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 港湾施設の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書又はこれに類する書類
- 五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第十一条 条例第十六条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、港湾施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年七月二十二日印刷
平成十七年七月二十二日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)